

議案第13号

市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規定による市長の調査等の対象となる法人の範囲を定めるものとする。

(市長の調査等の対象となる法人の範囲)

第2条 令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（本市及び1又は2以上の同項第2号に掲げる法人（令第152条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。）とする。

2 令第152条第4項第2号の条例で定める法人は、本市がその者のためにその資本金等の4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、同条各項に定める法人のこの条例の施行の日前の直前に終了した事業年度以後の事業年度に係る地方自治法第243条の3第2項の規定による同項の書類の作成及び議会への提出について適用する。

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方自治法施行令に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法施行令（抄）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1)－(2) 省 略

(3) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

2－3 省 略

4 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 省 略

(2) 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

5 省 略